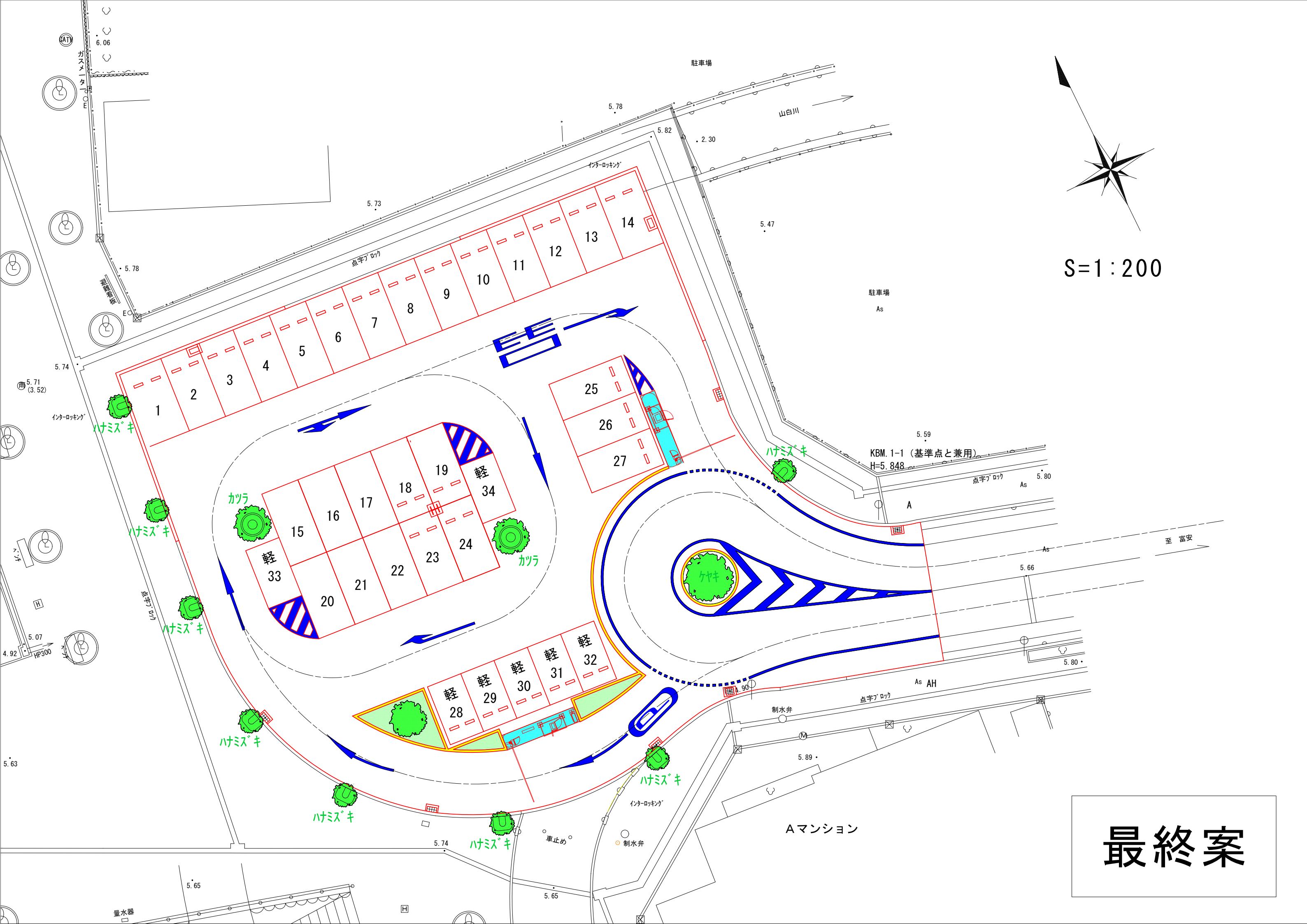






番号	いただいたご意見		鳥取市の回答
1-1	ゲート(昇降バー)式の駐車場出入りの管理ではなく、チケット制やロック板による管理を行うように変更すること。		本駐車場においては、鳥取駅への送迎のご利用をされる市民の皆様のために、30分無料の制度を設けることとしています。費用を抑えつつ、また積雪時にもこの制度を適切に運用するためには、昇降バー式による対応が必要と考えております。
1-2		駐車場の昇降バーは建物内や住宅が無い地区に設営されるものである。	本市では、住宅がある地区であっても、道路上に設置する駐車場に昇降バーを設置すべきでないとの基準は設けておりません。なお、車両の出庫の際に歩行者の安全を確保するためのランプ、及び出庫ブザーについては、本駐車場については周辺の状況から使用せずとも安全は確保できると判断し、使用しない予定です。音声案内については、操作の手順を音声に頼る方がおられるため停止はできませんが、当該地域において鳥取県知事の定める環境基準を越えない音量といたします。
1-3		マンションの玄関前に昇降バーが設置されることは駅周辺の景観やマンションの資産価値を落とす原因となる。	昇降バーの設置の位置については、鳥取市景観形成審議会のご意見を伺いながら、必要な修正を行い、また植栽上の工夫にも取り組んでおります。
1-4		以前までのチケット制や人的チェック体制を整えることで、無断駐車以外にも防犯面での効果が発揮されと考えられる。	本駐車場においては、前記の理由により昇降バーを採用することとしています。防犯面につきましては、鳥取警察署に巡回の強化を要望してまいります。
2	駐車区画を減らす、中央分離帯をなくす等、車両通行(迂回路)の円滑化と安全性を確保すること。	現在予定されている迂回経路では、道幅が狭く、切り返しが必要となる等で車両通行の円滑化と安全性に問題があると考ええる。	ご指摘を踏まえ、切り返しなしで回転していただけるコースを設けました。また合せて中央分離帯についても、道路への斜線の表示等の工夫を行い、車の流れを整え危険を防止するための最小限の植栽としています。これにより、一時停車している車両の追い越しも可能となります。 なお、本駐車場は鳥取駅への送迎のご利用をされる市民の皆様のために、30分無料の制度を設けますので、無料で駐車場内を通過していただくことも可能です。
3	防犯カメラを設置すること。	鳥取駅周辺での若者が集まって、ゴミを投げ捨てたり、騒いだりすることが多く見受けられているので、抑止効果を得るために防犯カメラの設置を希望する。	ゴミの投げ捨て等につきましては、JR鳥取駅との協議の上で対応を検討して参ります。
4-1	鳥取駅南側の景観を維持する為、緑化部分を多く設けること。	今後の鳥取駅南側の駐車場設営計画によると、現在の芝生部分が削減される等、植栽が少なくなる傾向にある。鳥取市の玄関口として機能する場所でもある為、無機質なアスファルトで占められるのではなく、植栽・芝生も多くして景観を維持していく必要があると考える。	鳥取駅南側の景観については、鳥取市景観形成審議会のご意見を伺いながら、植栽上の工夫を行っているところです。具体的には、市民の皆様の鳥取駅のご利用しやすさを守り、また必要以上に視覚を遮ることによって防犯上の問題が発生することを防止するため、中高木を千鳥に配置する等により、立体的に緑の確保に努めているところです。
4-2		例えば・・・歩道と駐車場の境界部分に低木を植えてガードレールの代わりにする。	現在の歩道スペースにおいては、以下の2つの理由により低木は設置しておらず、また今後の設置も予定しておりません。 (1)視覚障がい者用の点字ブロックから路側までの空間確保のため植栽を行っていない部分があります。 (2)必要以上に視覚を遮ることによって防犯上の問題が発生することを防止するため、中高木による植栽を行っている部分があります。
4-3		駐車区画の範囲を芝生に変える。	本駐車場においては、上記の方法により緑を確保する方針としており、駐車区画の範囲の芝生化は予定しておりません。
5	【追加意見】ゲートだけでなく精算機の雨除けのテントが景観阻害である。		機器の設置にあたっては、鳥取市景観形成審議会のご意見を伺いながら、植栽上の工夫等の対応を行っています。
6	【追加意見】夜間の営業を行わないで欲しい。	夜間閉鎖される場合には、ゲート前での切り返しが必要であり、回転スペースを確保して欲しい。	ご指摘を踏まえ、鉄道・高速バスの送迎が想定されない午前1時から午前5時の入庫を制限します(今後、交通機関のダイヤの変更等により変更になる場合があります。) 出庫は24時間可能とします が、本駐車場は周辺の状況から、出庫の際の注意喚起のためのパトライト、ブザーを使用しなくても安全が確保できると考えられるため、それらを使用しない予定としており、また接触音の発生を避けるため、ゲートの軸受けも設置しない予定です。 音声案内については、操作の手順を音声に頼る方がおられるため停止はできませんが、当該地域において鳥取県知事の定める環境基準を越えない音量といたします。



S=1:200

最終案